

◎税率について

内訳	医療給付費	後期支援金	介護納付金
①所得割額 (前年の総所得－基礎控除額43万円)	5.6%	1.7%	1.2%
②資産割額 (固定資産税額)	18.0%	9.0%	7.0%
③均等割額 (1人あたり)	17,000円	6,000円	5,500円
④平等割 (1世帯あたり) ※特定世帯は半額 特定継続世帯は4分の3の額（介護を除く）	23,000円	6,500円	6,500円
小計 (①～④の合計)	医療分計 ⑤	支援分計 ⑥	介護分計 ⑦
限度額	66万円	26万円	17万円
合計 ⑧ (年間の保険税額)	⑤+⑥+⑦		

※【年間の保険税額（合計⑧）÷8回（納付回数）=1回分の納付額】となります。ただし、年金特別徴収の場合は【年間の保険税額（合計⑧）÷6回（納付回数）=1回分の納付額】となります。

※1,000円未満の端数処理のため第1期が多くなる場合があります。

※年度内に後期高齢者医療に移行する方は、誕生月の前月までの期間で計算されています。

※合計所得が2,400万円を超える場合は、基礎控除額が段階的に減少します。